

令和6年度 SNS等を用いた移住定住促進事業委託業務  
プロポーザル実施要領

令和6年4月  
高崎市

## I 一般事項

---

### 1. 事業の概要

(1) 業務名

令和6年度SNS等を用いた移住定住促進事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度SNS等を用いた移住定住促進事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託限度額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※うち3,000,000円以上を広告掲出費とすること

### 2. 事務局

担当課： 高崎市総務部企画調整課 担当：田中、矢端

所在地： 〒370-8501

群馬県高崎市高松町35-1（市役所庁舎7階）

TEL： 027-321-1202

Mail：[kikaku@city.takasaki.gunma.jp](mailto:kikaku@city.takasaki.gunma.jp)

### 3. 参加者の資格要件

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

ア 高崎市内に本社または事業所を有する法人であり、本業務の実施について市の要請に応じて速やかに来庁し対応できる体制を整えていること

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中で無いこと。

エ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等で無いこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

カ 地方税および国税のいずれも滞納している者でないこと。

キ 過去に動画作成及びSNS関連のインターネット広告に関する業務実績があること。

## (2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

## (3) 参加に関する制限

ア 1参加者につき1提案とする。

イ 単独で企画提案した者は、他者の提案の構成員となることはできない。

## 4. 選定スケジュール（予定）

公告	令和6年 4月 1日（月）
質問書提出期間	令和6年 4月 1日（月） ～ 4月 8日（月）
質問についての回答公表	令和6年 4月10日（水）
参加表明書・参加資格要件確認書提出期間	令和6年 4月 1日（月） ～ 4月12日（金）
参加表明受理（不受理）書発送	令和6年 4月15日（月）
企画提案書提出期限	令和6年 4月22日（月）
一次審査（書面審査）結果通知	令和6年 5月 1日（水）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年 5月 中旬
審査結果の通知	令和6年 5月 下旬
契約締結予定	令和6年 6月

## II 参加手続き及び審査方法

---

### 1. 質問書の提出

質問書（様式5）により作成し、提出すること。

なお、本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限り、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

#### (1) 提出書類

質問書（様式第5号）

#### (2) 提出場所及び方法

ア 場 所 事務局（高崎市役所 総務部 企画調整課）

イ 期 限 令和6年4月1日（月）から4月8日（月）午後5時必着

ウ 提出方法 電子メールの送信により送付すること。

・書式は、質問書（様式第5号）を使用し、メールに添付すること。

・メールの件名は「SNS 事業委託（事業者名）」とすること。

・メール送信後、電話にて電子メール到着の確認を行うこと。

エ その他 添付ファイルが3メガを超える場合、市役所にて受信ができないため、内容の分割等を行い、送信すること。

#### (3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年4月10日（水）までに市ホームページに掲載する。

## 2. 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

参加希望者は、下記の書類を作成し、提出すること

ア 参加表明書（様式1-1号）

イ 参加資格要件確認書（様式第2号）

ウ 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）（任意様式）

エ 国税の納税証明書※

税務署発行の納税証明書「様式その3の3」を提出すること。（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

オ 群馬県税の納税証明書※

群馬県税事務所発行の納税証明書「様式第45号の3」を提出すること。（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

カ 類似業務受託実績一覧（様式第3号）

※令和4・5年度高崎市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記エ、オを省略できるものとする。

### (2) 提出部数

- ・ 前項ア～カの書類一式 各2部（正1部、副1部）

### (3) 提出場所及び方法

ア 場 所 事務局（高崎市役所 総務部 企画調整課）

イ 期 限 令和6年4月12日（金）午後5時必着

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

- ・ 郵送の場合は配達記録が残る方法とし、封筒には「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。
- ・ FAX、電子メール等の提出は受理しない。

### (4) 参加表明受理（不受理）書の発送

提出書類について、事務局で参加資格（I3. 参加者の資格要件）を確認し、令和6年4月15日（月）までに、参加表明受理書（様式1-2）、または参加表明不受理書（様式1-3）を電子メールにて通知する。

## 3. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類等

ア 企画提案書（任意様式）

- ・ 簡潔明瞭な企画書とすること
- ・ A4判で10枚（表裏20ページ）以内で次の事項を明記すること。
  - 仕様書「II 1. 事業内容」に定める業務の内容に係る企画の提案（動画のコンセプトやバナーのデザイン案については、必ず含めること）
  - 業務の実施スケジュール
  - 効果測定の方法とその詳細

イ 統括責任者及び業務実施体制（様式第4号）

ウ 見積書（任意様式）

- ・各事業の内訳が分かるよう、積算を記載すること。なお、人件費、広告掲出費、動画作成費、独自提案に要する費用は別個に記載すること。
- ・広告掲出費は広告媒体に支払う経費とし、掲出に係る人件費等と区別して広告媒体ごとに明示すること。
- ・消費税は10%で積算すること。

エ 予定広告媒体内訳書（任意様式）

- ・ウ（見積書）内で提示した広告掲出費について、使用するweb広告媒体名、予定掲出回数等の内訳を記載すること。

オ 過去に受託した実績資料（動画）を3作品程度

- ・本プロポーザルの業務内容の品質がイメージできるもの

(2) 提出部数

- ・ 企画提案書 1 1部
- ・ その他の書類 2部（正本、副本）（前項イ～エ）
- ・ 実績資料（動画） 1部（WindowsOSで再生可能なフォーマットでDVD-R等に保存）

(3) 提出場所及び方法

ア 場 所 事務局（高崎市役所 総務部 企画調整課）

イ 期 限 令和6年4月22日（月）午後5時必着

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

- ・ 郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒表に「企画提案書等」在中と朱書きし、期限までに必着のこと。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること

(4) 留意事項

ア 企画提案書の提出後は、書き換え、引き換え、撤回、再提出を認めない。

イ 提案に係る費用の総額は、上記「I 1. 事業の概要」(4)の委託限度額を超えないものとする。

ウ 提出書類等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。

エ 提出書類等については返却しない。

#### 4. 一次審査（企画提案書等書面審査）

事務局において、提出書類及び企画提案書により一次審査を行う。

(1) 企画提案書等審査

提出された会社概要、企画提案書、実績一覧等により、書面による審査を行う。

対象となるターゲットの設定、作成動画のアイデア、過去の事業実績、技術力等を総合的に審査し、設定した基準点に達している者を二次審査進出者として選定する。

なお、基準点に達している者が4社を超える場合は、そのうち上位4社を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月1日（水）までに、下記の区分に応じて、各提出者に電子メー

ルにて通知する。

- ア 一次審査に合格の者 → 一次審査結果通知書（合格）（様式1-4）
- イ 一次審査に不合格の者 → 一次審査結果通知書（選外）（様式1-5）

## 5. 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査は、令和6年度SNS等を用いた移住定住促進事業に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。提出された提案書等の書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉権者として選定する。

### (1) 審査日時及び場所

- ア 日時 令和6年5月中旬
- イ 場所 高崎市庁舎内予定
- ウ その他 詳細については、一次審査結果と併せて、一次審査通過者へ通知する。

### (2) プレゼンテーションの実施

- ア プレゼンテーションは、参加申請書の受付順で実施する。
- イ プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき説明することとし、審査当日に新たな説明資料を追加することは認めない。提出した過去に受託した実績資料（動画）を上映することは可とする。
- ウ 説明はプロジェクター等の使用により、20分以内で行うこと。動画を上映する場合も、20分の中で行うこと。
- エ 電源、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは事務局が準備をする。プレゼンテーションを行う端末等は参加者が持参すること。
- オ プレゼンテーション後、選定委員による質疑応答を行う。
- カ 説明者は、総括責任者を含め、3名以内とする。（機材操作者は除く）

### (3) 審査結果の通知

- ア 審査の結果については、審査参加者全員に文書及び電子メールで通知する。
- イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

## Ⅲ その他

---

### 1. 提案の無効

本プロポーザルの参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という）について、この要領について示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 「I 3. 参加者の資格要件（1）」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託限度額を超えたとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

## 2. 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。なお、契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

## 3. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加申請ののち、プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式1-6）を提出すること。
- (3) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類を返却しない。
- (6) 提出された提案書等は、高崎市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となる。ただし、事業提案の部分については、実際に事業が公になるまでは同条例第7条第2項により行政文書公開請求の公開対象外となる。
- (7) 受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (8) 参加者は、参加申請書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (9) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じる。歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがある。